

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

監査委員事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局代決専決規程（平成7年岩手県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監査第一課総括課長専決事項)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(監査第一課総括課長専決事項)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。